遺 産 分 割 協 議 書

　　　　　　　　　　　　【被相続人の表示】

　　　　　　　　　　　　氏　　名　山田徳太郎

　　　　　　　　　　　　本　　籍　大阪府大阪市中央区高麗橋４２番地

　　　　　　　　　　　　生年月日　昭和１０年３月２日

　　　　　　　　　　　　死 亡 日　令和元年１０月１８日

　被相続人 山田徳太郎 の遺産について、同人の相続人において分割協議を行った結果、

下記のとおり遺産を分割することに合意決定した。

第１条　　相続人鈴木花子は、以下の財産を相続する。

　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　（土地）

　　　　　所　　　在　大阪市中央区高麗橋四丁目

　　　　　地　　　番　５番２

　　　　　地　　　目　宅地

　　　　　地　　　籍　150平方メートル

　　　（自宅）

　　　　　所　　　在　大阪市中央区高麗橋四丁目

　　　　　家 屋 番 号　５番２

　　　　　種　　　類　居宅

　　　　　構　　　造　鉄骨造スレートぶき３階建

　　　　　床　面　積　１階　７０．２５㎡

　　　　　　　　　　　２階　６２．０８㎡

　　　　　　　　　　　３階　６２．０８㎡

第２条　相続人山田太郎は以下の財産を相続する。

1. 中央銀行淀屋橋本店

定期預金（口座番号1234567）1,000万円

1. 中央銀行〇〇支店

普通預金（口座9876543）300万円

1. 相続人山田太郎は第1項に記載の遺産を取得するまで代償として鈴木花子に対して金4,000万円を平成〇年〇月〇日までに支払うものとする。
2. 本協議書に記載なき資産及び後日判明した遺産については相続人山田太郎がこれを取得する。

上記協議を証するため、本協議書を2通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　【相続人山田太郎の署名捺印】

　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　印

　　　氏名

　　　【相続人鈴木花子の署名捺印】

　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　印

　　　氏名